

レンタルサービス利用約款

第1条(総則)

当レンタルサービス利用約款は、お客さま(以下「甲」という)が、株式会社 AP ライズ(以下「乙」という)から発行された「見積書・注文書」に記名捺印の上、乙に提出し、甲がこれを承諾することによってレンタル機器(以下「物件」という)の賃貸借契約(以下「レンタル契約」という)について、レンタルサービス利用約款の条項を適用することに同意することを条件に、甲は物件を賃借することができるものとします。

第2条(レンタル期間)

1. レンタル期間については甲乙が合意した見積書・注文書記載のとおりとし、乙が甲に物件を引き渡した後、レンタル開始日から起算するものとします。
2. レンタル期間の延長は、レンタル期間が満了する5日前までに申し出るものとし、2泊3日レンタルは延長申請の対象外とします。乙がこの申し出を承諾したときレンタル契約は同一条件にて延長されます。以降、更に延長する場合も同様とします。

第3条(レンタル料金)

乙が甲に対して発行した請求書記載の料金を、甲の振込手数料負担により、乙が指定する銀行口座に支払期限までに振り込むものとします。

第4条(保証金)

甲は、乙の請求がある場合、レンタル契約に基づき乙に対して負担する債務の担保として保証金を乙に差し入れ、乙は、これをレンタル料金等その他甲が乙に対し負担する一切の債務に任意に充当できるものとします。

第5条(レンタル物件の引渡し)

乙は物件を甲の指定する日本国内(避難指示区域を除く)の場所において、レンタル開始日の前日までに引き渡すものとします。引き渡しに要した費用は甲の負担とします。

第6条(契約不適合責任)

1. 乙は甲に対して、物件の借受時において物件が正常な性能を備えていることのみを担保し、甲の使用目的への適合性については担保しません。
2. 甲が乙に対して物件の引渡日から翌日(レンタル開始日)以内に物件の性能の欠陥を通知しなかったときは、物件は正常な状態を備えて引き渡されたものとします。
3. 甲の責によらないで生じた性能の欠陥により物件が正常に作動しない場合には、乙は物件を修理または取替えます。この場合には、乙は物件使用不能期間中のレンタル料を日割計算により減免するほかは、甲に対して損害賠償の責を負いません。

4. 前項の物件の修理または取り替えに過大の費用あるいは長い時間を要する場合、乙は、レンタル契約を解除することができるものとします。
5. 乙は、前項に規定する以外には物件が正常に作動しないことに関しての責任を負いません。

第7条(物件の使用地域)

甲が物件を使用できる地域は日本国内のみ(避難指示区域を除く)とし、海外への持込み・使用は一切禁じます。乙が物件の所在場所の確認を求めた場合、甲は書面(電子メールを含みます)にて速やかに回答するものとします。

第8条(物件の保管、使用、維持)

1. 甲は、物件の保管、使用にあたり、善良なる管理者として注意をもってこれを取扱うこととし、物件の保管・使用・維持に要する消耗品代その他の費用を負担するものとします。
2. 甲は、乙の承諾を得ずに物件の設置場所を移転することや、物件の改造、加工等をしないことは勿論、第三者に対する賃借権の譲渡または物権の転貸はできません。
3. 物件自体またはその設置、保管もしくは使用によって第三者に与えた損害については、甲がこれを賠償するものとします。
4. 甲は、物件の譲渡、または物件に担保権を設定する等、乙の権利を侵害する一切の行為はできません。
5. 甲は、物件に貼付された標識、乙の所有権を明示するラベル等を無断で除去、汚損する行為はできません。

第9条(ソフトウェアの複製等の禁止)

1. 物件の全部または一部にソフトウェアが含まれる場合、甲はそのソフトウェアに関して次の行為はできないものとします。
 - (1)有償、無償を問わず、ソフトウェアの全部または一部を第三者に譲渡もしくはその再使用権を設定し、または第三者に複製、使用させること
 - (2)ソフトウェアの全部または一部を複製すること
 - (3)ソフトウェアを変更または改作すること
2. 甲は、乙または乙の代理人からソフトウェア機密保持のために必要な措置を求められたときは、これに従うものとします。
3. 甲は、ソフトウェアの保管または使用に起因して損害が発生した場合、一切の賠償責任を負うものとします。

第10条(物件の滅失、毀損についての危険負担)

1. 甲が自己の責による事項で物件を滅失(修理不能または所有権の侵害を含む)、毀損(所有権の侵害を含む)した場合、甲は乙に対して代替物件の購入代価または物件の修理代を支払います。
2. 前項の場合、甲は物件の使用の可否にかかわらず、レンタル期間中はレンタル料の支払義務を免れません。なお、機器の修理期間分として甲に当該機器の最低レンタル料金を請求します。

3. 甲から返還された物件が過度に汚れている場合、汚損クリーニング代 1,000 円(消費税別)、分解清掃代 5,000 円(消費税別)、甲が物件に設定したパスワード等を解除してから返還しなかった場合の原状回復にかかった実費、また物件に著しい凹みやキズ等を付けて再レンタルが不能の場合、該当の機器代金を甲に請求します。

第 11 条(中途解約)

甲はレンタル期間中においても、甲からの事前の申し出により、物件を乙の指定する場所に返還してこの契約を解約することができます。ただし残りのレンタル期間が 1 ヶ月未満の場合は返金しません。1 ヶ月以上のレンタル料の精算は、別途乙が算出した解約日までをレンタル期間とするレンタル料と支払済みの料金との差額を月単位にて精算し、物件が返還された後、甲に支払うものとしします。

第 12 条(契約の解除および損害賠償)

甲が次の各号の一つでも該当した場合には、乙は催告、通知なくこの契約を解除することができます。なお、甲の責めに帰すべき事由(物件の滅失、汚損、毀損等)により物件を乙に返還できない場合、あるいは欠陥のある状態で物件を返還した場合、甲に対して乙は損害賠償金を請求します。甲は、乙の被った損害、当該物件の代替物件(新品)の購入対価相当金額または物件の修理代等を賠償するものとしします。

- (1) レンタル料の支払を 1 回でも滞納したとき
- (2) 甲が支払停止、若しくは支払不能に陥ったとき
- (3) 甲が差押、仮差押、仮処分、滞納処分、強制執行、競売、任意整理、特定調停、破産、会社更生、民事再生等の法的倒産手続きの申し立てを受けた、または自ら申立てたとき
- (4) 甲が事業の休廃止、解散、監督官庁による処分等を受けたとき、その他信用を喪失したとき
- (5) 物件への著しい汚損(過度な汚れ、凹みやキズ等)によって再レンタル不能となったとき
- (6) 故意または重大な過失により、物件に修理不能の損害を与えまたは滅失したとき
- (7) 第 17 条第 1 項、第 2 項のいずれかに該当する行為をし、または第 17 条 1 項の規定に基づく表明、確約に関して違反または虚偽の申告をした事が判明したとき
- (8) 申込または契約時の利用目的と異なる利用方法の場合
- (9) その他本契約の各条項の一つでも違反したとき

第 13 条(相殺)

甲および乙は、甲乙間において支払を受けるべき金銭債権を有する場合、当該金銭債権の弁済期の到来の有無を問わず、書面をもって通知することにより、いつでも自己の債務と対当額で相殺することができるものとしします。

第 14 条(物件の返還)

1. この契約が期間満了により終了、または前条の規定によって契約が解除されたとき、甲はレンタル期間中に付加したデータ類を、自らの責任と費用負担において消滅させた上で、乙の指定する場所へ物件を甲の費用にて直ちに返還するものとしします。甲が適切なデータ消滅および管理を行

わなかったことが要因でデータ漏えい等が発生し、甲および第三者に損害が生じても、乙は一切の責任を負わないものとします。

2. 前項の場合において、甲の責により物件を返還せず(滅失を含む)、または毀損した物件を返還したときは、甲は乙に対して損害賠償として第 10 条により金額を支払うものとします。
3. 甲が乙に対して物件の返還をなすべき場合にその返還を遅延したときは、その期限の翌日から返還完了日までにつき、甲は価格表に記載した 1 ヶ月のレンタル料に物件返還遅延期間の月数を乗じた損害金を、物件の返還日に乙に支払います。この場合 1 ヶ月単位で計算し、日割計算はしません。

第 15 条(費用負担と支払遅延利息)

1. この契約の締結に関する配送(運送)費等およびこの契約に基づく甲の債務履行に関する一切の費用は甲の負担とします。
2. 消費税等額(消費税額および地方消費税額)は、甲の負担とします。消費税等額が増額されたときは、甲は、乙の請求により、直ちに増額分を乙に支払うものとします。
3. 甲がこの契約に基づく一切の債務の履行を遅延した場合、その完済に至るまで年率 14.6%の遅延損害金を乙に支払うものとします。

第 16 条(レンタル契約確定後のキャンセル料)

甲は、乙にレンタル契約確定後のキャンセル料を下記の通り支払うものとします。銀行振込手数料は甲の負担となります。

- ① 発送日当日の場合
 - ・ ハードウェアは最短期間レンタル料金の 50%
 - ・ ソフトウェア※ は 1 歴月料金の 100%
※ 永続ライセンス版のソフトウェアの場合、最短期間レンタル料金の 50%
 - ・ インストール等の実作業料金は 100%
 - ・ 配送(運送)料実費
- ② 発送済みの場合
 - ・ すべてのレンタル料金および実作業料金の 100%
 - ・ 配送(運送)料実費
- ③ 発送前(乙の営業時間内に事前申請することが条件)であれば、キャンセル料は発生しません
- ④ レンタル契約確定後の台数減変更等にはキャンセル料は発生しません

第 17 条(反社会的勢力の排除)

[第 1 項]

賃借人は、現在および将来にわたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、確約します。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)

- ② 暴力団員等に経営を支配され、または経営に実質的に関与されていると認められる関係その他社会的に非難されるべき関係にある者
- ③ 自己または第三者の不正利益目的や第三者への加害目的等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係にある者
- ④ 暴力団員等への資金等提供、便宜供与などの関与をしていると認められる関係者

[第2項]

甲は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

- ① 暴力的または法的な責任を超えた不当な要求行為
- ② 脅迫的な言動、暴力を用いる行為をし、または風説の流布、偽計もしくは威力を用いて乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為
- ③ その他前各号に準ずる行為

甲が前2項に違反した際は、乙は第12条(7)に基づき、催告または通知も行わずレンタル契約を直ちに解除できるものとします。これにより甲に損害が生じても、乙は一切の責任を負いません。

第18条(不可抗力)

1. 天災地変、戦争、内乱、法令制度改廃、公権力による命令処分、労働争議、交通機関や通信回線の事故、その他賃貸人の責に帰することのできない事由に起因するレンタル契約の賃貸人の履行遅延または履行不能については、賃貸人は責任を負いません。
2. 前項の場合、乙は甲に対し通知の上、レンタル契約の全部または一部を変更または解除することができるものとします。

第19条(裁判管轄)

このレンタル契約について生じる一切の紛争に関する管轄裁判所は、乙の本社所在地を管轄する裁判所とします。

第20条(付則)

当約款は、2021年7月1日以降に締結されるレンタル契約について適用されます。

<個人情報に関する条項>

第1条

甲がレンタル契約を締結する場合、以下の条項が適用されます。

[個人情報の利用目的]

乙は、甲の法人情報および個人情報すべてを以下の目的(以下「利用目的」という)で、利用目的の達成に必要な範囲において利用するものとし、甲はこれに同意します。

[利用目的]

- ① 機器のレンタル、販売、各種サービスの提供などの乙の事業につき、甲と乙との商談の際、適切な対応を行うため

- ② 機器のレンタル、販売、各種サービスの提供などの取引の場合の審査を行い、甲の法人確認および本人確認時に適切な判断や対応を行うため
- ③ 甲との契約につき、乙においてその契約の管理を適切に行うため。また、契約の終了後においても、照会への対応や法令等により必要となる管理を適切に行うため
- ④ 甲への各種商品・サービスの紹介をダイレクトメール、電子メール等により案内するため
- ⑤ 甲によりよい商品・サービスを提供すべく、マーケティング分析に利用するため

第2条

乙が、乙の責任により乙の保守サービス・代金決済・配送(運送)等に関する業務を乙の指定する保守会社に再委託する場合、甲は、甲または前条の個人情報の全部または一部を当該保守会社に開示することを予め承認します。

以上